



2022年5月9日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表取締役
代表者名 社長執行役員 海老原 健治

(コード番号 4206 東証プライム市場・名証プレミア市場)

問合せ先 執行役員 総務部長 森島 英謙

(TEL 052-533-3132)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2022年6月24日開催予定の第122回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

① 株主総会資料の電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

② 取締役の責任免除

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除できる旨の条項として、定款第32条第1項を新設し、現行第32条の一部変更を行い、第32条第2項と定めるものであります。なお、定款第32条の変更に関しては、各監査等委員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（予定）

以上

別紙

(下線部分は改正部分を示す)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p><u>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p><u>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 22 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 32 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 33 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 22 条～第 31 条 (現行と同じ)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行と同じ)</p>

現行定款	変更案
<p>附則 <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 120 回定時株主総会終結前の社外監査役</u> <u>(社外監査役であった者を含む。)の行為に關</u> <u>する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を</u> <u>限定する契約については、なお同定時株主総</u> <u>会の決議による変更前の定款第 37 条の定め</u> <u>るところによる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2009年6月23日改正 2016年6月23日改正 2018年6月22日改正 2020年6月23日改正 (新設)</p>	<p>附則 (削除)</p> <p>1. <u>現行定款第 20 条 (株主総会参考書類等の</u> <u>インターネット開示とみなし提供) の削除</u> <u>および変更案第 20 条 (株主総会資料の電子</u> <u>提供措置等) の新設は、会社法の一部を改</u> <u>正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第</u> <u>1 条ただし書きに規定する改正規定の施行</u> <u>の日 (以下「施行日」という) から効力を</u> <u>生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か</u> <u>月以内の日を株主総会の日とする株主総会</u> <u>については、現行定款第 20 条 (株主総会参</u> <u>考書類等のインターネット開示とみなし提</u> <u>供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日</u> <u>または前項の株主総会の日から 3 か月を経</u> <u>過した日のいずれか遅い日後にこれを削</u> <u>除する。</u></p> <p>2009年6月23日改正 2016年6月23日改正 2018年6月22日改正 2020年6月23日改正 <u>2022年6月24日改正</u></p>